

風しんの抗体検査が無料で受けられます

- 妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、ウイルスがお腹の赤ちゃんにも感染し、赤ちゃんに「先天性風しん症候群」と呼ばれる障がいを引き起こす場合があります。
- 風しんの予防には、ワクチンを接種し、風しんに対する免疫を獲得する必要があります。
- 風しんに対する十分な免疫があるかどうかは、抗体検査で確認することができます。
- 赤ちゃんが生まれつきの病気にならないよう、必要な方は風しん抗体検査を受け、免疫がない場合は予防接種を受けることをご検討ください。



❁ 対象者 ❁

本事業の対象者は、県内(盛岡市内を除く)に居住する次のいずれかに該当する方です。

- 1 妊娠を予定している女性
- 2 「風しん抗体価が低い^{※1} 妊娠を予定している女性」の配偶者^{注1} 及び同居者^{注2}
- 3 「風しん抗体価が低い^{※1} 妊婦」の 配偶者^{注1} 及び同居者^{注2}

ただし、次の方は対象とはなりません。

- 1 過去に本事業による風しん抗体検査を受けたことがある方
- 2 本事業以外の風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体^{※2}があることが判明している方
- 3 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(風しんの第5期の定期接種に係る風しん抗体検査の対象者)

◆ 受検の際の注意 ◆

「妊娠を予定している女性」と「その配偶者及び同居者」の同時受検は、本事業の対象外となります。
(「妊娠を予定している女性」の抗体価が低いことが「配偶者及び同居者」が対象となる条件であるためです。)

- ❁ 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- ❁ 実施場所 岩手県のホームページに医療機関一覧表を掲載しています。
- ❁ 検査費用 **無料**
- ❁ 検査受付 医療機関ごとに異なるので、受検を希望する医療機関に事前にお問い合わせください。



❁ **持ちもの** ※下記の持ちものを忘れた場合は、無料の抗体検査は実施できません。

【共通】住所を証明する書類(運転免許証、健康保険被保険者証等)

【上記2の対象者の場合】「妊娠を予定している女性」の風しん抗体価が分かる資料(検査結果等)

【上記3の対象者の場合】「妊婦」の風しん抗体価が分かる資料(検査結果・母子健康手帳等)

❁ 検査結果 検査後、1～2週間後に再来院しお知らせします。医療機関とご相談ください。

【注1】

配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

【注2】

同居者とは、生活空間を同一にする頻度が高い方です。

※1 「風しん抗体価が低い」基準

H I 法 : 16 倍以下

E I A 法 : 8.0 未満 (E I A 値) 又は
30 IU/ml 未満 (国際単位)

※2 「十分な量の風しん抗体価」基準

H I 法 : 32 倍以上

E I A 法 : 8.0 以上 (E I A 値) 又は
30 IU/ml 以上 (国際単位)

○ 盛岡市にお住まいの方 盛岡市においても風しん抗体検査を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。
盛岡市保健所 保健予防課 電話番号 : 019-603-8307

【岩手県保健福祉部医療政策室感染症担当 : 019-629-5417 (直通)】

風しん抗体価や予防接種についての詳しい情報については【裏面】を確認してください。

【本事業における検査方法と風しん抗体価について】

- 本事業で実施する風しん抗体検査の検査方法は、原則HI法です。
(検査キットの不足などやむを得ない事情がある場合は、EIA法で実施することができます。)
- 検査方法と風しん抗体価の詳しい情報は以下のとおりです。【注意：本事業における基準です】

検査方法	測定キット名 (製造販売元)	風しん抗体価 (単位等)		
		風しん抗体価が低い		十分な量の風しん抗体がある
		免疫を保有していない	免疫はあるが確実な感染予防には不十分	風しんの感染予防に十分な免疫がある
赤血球凝集抑制法 (HI法)	—	8倍未満 (希釈倍率)	8倍・16倍 (希釈倍率)	32倍以上 (希釈倍率)
酵素免疫法 (EIA法)	ウイルス抗体 EIA「生研」ルベラ 1gG (デンカ生研(株))	陰性又は判定保留	8.0未満 (EIA価)	8.0以上 (EIA価)
	エンザイグノストB 風疹/1gG (シーモンスヘルスケア・ダイアグノスティクス(株))	陰性又は判定保留	30 IU/ml 未満 (国際単位)	30 IU/ml 以上 (国際単位)

【予防接種について】

抗体検査を受け抗体価が低い場合には、はしか(麻しん)も一緒に予防できる「麻しん風しん混合(MR)ワクチン」の予防接種(任意の予防接種)を受けることをお勧めします。

県では、風しんの予防接種の実施及び助成は行っていませんが、市町村によっては、風しんの予防接種の費用助成がある場合があります。お住いの市町村にお問い合わせください。

【第5期の風しんの定期接種に係る風しん抗体検査の対象者について】

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、これまで公的な予防接種を受ける機会がなく、この世代の男性の風しん抗体保有率は約80%と他の世代(抗体保有率90%)に比べ低くなっています。

そこで、当該世代の対象者に、まずは、「風しんの抗体検査(原則無料)」を実施し、抗体価が低い者[※]に対して、予防接種法に基づいた「定期接種(原則無料)」を行うものです。(※当該事業は目的や対象が異なるため、上記「岩手県風しん抗体検査事業」における抗体価の判定基準とは異なりますので、ご注意ください)

大まかな流れは以下のとおりです。

- 1 住民票のある市町村から「風しん抗体検査」「風しんの第5期定期接種」のクーポン券が届きます^{※1}。
- 2 風しん抗体検査の受検希望者は、市町村発行のクーポン券を持参し実施機関^{※2}で抗体検査を受けます。
- 3 実施機関は、抗体検査受検者に抗体検査の結果をお知らせします。
- 4 風しんの抗体検査の結果、**抗体価が低い(HI法換算で8倍以下相当)**ことが判明した者は、市町村発行のクーポン券と**風しん抗体検査の結果を持参し**、実施機関で**風しんの第5期の定期接種**を受けます。

※1 S37.4.2～S54.4.1生まれの男性の方で、住民票のある市町村からクーポン券が届いていない場合は、市町村に直接お問い合わせください

※2 実施機関は、厚生労働省のホームページに掲載されます。掲載されている機関で「風しん抗体検査」「風しんの第5期の定期接種」を受けてください。受検や接種を希望する医療機関には事前にお問い合わせください。

【お願い】 転居した場合など、**クーポン券を発行した市町村と住民票がある市町村が異なる場合**には、**必ず住民票のある市町村からクーポン券の発行を受けたうえで**「風しん抗体検査」「風しんの第5期の定期接種」を受けてください。



【第5期の風しんの定期接種等】に係る情報(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

【岩手県風しん抗体検査事業】に係る情報(岩手県HP)

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/iryuu/kenkou/fuushin/1003218.html>

・実施医療機関、各種様式が掲載されています。

【問合せ先】 岩手県保健福祉部医療政策室感染症担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 電話：019-629-5417(直通) FAX：019-626-0837